

放置自転車等対策業務仕様書（東部地域）

契約約款に定めるところによる委託者（以下「本市」という。）が委託する業務については、この仕様書の定めるところによる。

受託者が行う自転車及び原動機付自転車（以下「自転車等」という。）の自転車等啓発整理業務、放置自転車等撤去運搬業務及び自転車等保管返還等業務（以下「本件業務」という。）の内容及びその範囲は、この仕様書による。

1 趣旨

この仕様書は、受託者が行う本件業務の内容及び履行の方法等について定めることを目的とする。

2 地域名、対象駅等について

地域名	対象駅	自転車等 保管所	自転車等 保管所住所	業務の対象物	収容台数
東部 地域	阪急塚口駅	小中島 保管所	尼崎市小中島 3丁目7番	自転車及び 原動機付自転車	2,136台
	阪急園田駅				
	JR尼崎駅				
	JR塚口駅				
	JR猪名寺駅				
	阪神大物駅				
	阪神杭瀬駅				

※収容台数はあくまで目安であり、自転車等の置き方等によって収容台数は変動する。

3 自転車等啓発整理業務

(1) 業務の目的

「尼崎市自転車等の放置の防止に関する条例」に基づく自転車等放置禁止区域（以下「放置禁止区域」という。）内に、自転車等を放置しようとする者に対し、放置できないことを告げるとともに、自転車等駐車場の利用や、他の交通手段への転換を促すなどの様々な啓発を行い、自転車等を放置させないこと。

また、すでに放置されている自転車等については、歩行者等の通行を確保するために整理を行うこと。

(2) 業務の実施場所

対象駅周辺の放置禁止区域

(3) 業務の実施期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

(4) 駅ごとの配置時間及び配置人員数について

ア 阪急塚口駅、阪急園田駅及びJR尼崎駅については、午前7時から午後7時の間は、啓発

整理員を必ず配置すること。ただし、年末年始（12月29日から翌年の1月3日まで）を除く。

イ JR塚口駅、JR猪名寺駅、阪神大物駅及び阪神杭瀬駅については、通勤・通学者の自転車等が駅周辺に一度に集中する平日の午前7時から午前9時の間は、啓発整理員を必ず配置すること。また、JR猪名寺駅については午後2時から午後6時まで啓発整理員を必ず配置すること。ただし、年末年始（12月29日から翌年の1月3日まで）を除く。

ウ 年末年始（12月29日から翌年の1月3日まで）における前項ア及びイの配置については、本市と事前に協議して定める。

エ 各駅の配置人員については、各駅の放置自転車等の状況を勘案しながら、令和6年度に実施した尼崎市立自転車等駐車場指定管理者及び放置自転車対策業務受託者選定委員会に提出した企画提案書（以下「提案書」という。）をもとにして、受託者と本市が協議のうえ、配置人員を定めるものとする。

(5) 配置人員等の計画書の提出について

時間帯毎の人員配置、重点配置場所について実施前月の10日までに計画書を提出すること。

(6) 業務の内容

ア 放置禁止区域内に、自転車等を放置しようとする者に対し、放置しないように啓発すること。

イ 尼崎市の自転車等駐車場の空き状況、民間の自転車等駐車場の空き状況及び場所等を把握し、自転車等を放置しようとする者に対して自転車等駐車場を利用するよう促し、誘導を行うこと。

ウ すでに放置禁止区域内に放置されている自転車等があれば安全な通行ができるよう整理を行うこと。

エ 放置禁止区域内で、放置されている自転車等に、本市が認める啓発札等を貼付すること。
また、受託者が独自で作成した啓発札、チラシ等を使用する場合には、本市と協議を行い、本市の承認を得た上で使用すること。

オ 台風、暴風雨等に際し、事前に放置禁止区域内に設置されたサインキューブ等が転倒しないよう固定するなど、災害防止に努めること。

カ 地域や警察等と連携して行う放置自転車等を防止する取組等に参加するとともに、地元での協議会にも必要に応じて出席すること。

キ 業務に必要な消耗品を用意すること。

4 放置自転車等撤去運搬業務

(1) 業務の目的

「尼崎市自転車等の放置の防止に関する条例」及び関係法令に基づき、駅周辺の放置禁止区域内の放置自転車等の撤去をはじめとする各運搬業務を行い、道路環境等の保全を図ることを目的とする。

(2) 業務の実施場所

ア 対象駅周辺の放置禁止区域

イ 小中島保管所

(3) 業務の実施期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

(4) 撤去自転車等の搬送計画（以下「撤去等計画」という。）について

受託者は、実施前月の5日までに日時、場所並びに使用するトラックの仕様（高さ2.8m以下）及び台数等の撤去等計画案を本市に提出し、協議を行った上で、本市が承認した撤去等計画に基づき業務を実施すること。また、撤去を行う際は原動機付自転車撤去のために最低1台はパワーリフト付の車両を使用するものとし、トラックの仕様、台数及び作業人員は原則提案書等に基づき配置すること。また基本撤去回数等は別表に定めるものとする。

なお、受託者から本市に提出された撤去等計画の日時等について、他地域の撤去等計画との調整及び本市の職員の勤務体制等に応じて、本市が変更する場合がある。

(5) 業務の内容

受託者は、業務に必要な車両と作業員を配置し、放置禁止区域内に放置された自転車等の撤去、運搬及び次の各号の業務を行うこと。

ア 統括責任者又は副統括責任者は、撤去等計画を策定し、業務を適切かつ確実に遂行できる運転手と作業員を配置すること。

イ 統括責任者、副統括責任者又は自転車等啓発整理業務の現場責任者若しくは副現場責任者は、撤去における苦情等に適切に対応し、円滑な業務を行うため、撤去現場の立会いを行うこと。

ウ 受託者は、撤去等の当日、本市が指定する時間までに指定場所に車両及び作業員を到着させておくこと。

エ 業務に従事する者は、業務中に一定の識別ができる制服等及び腕章を着用すること。

オ 運搬車両はスピーカー（出力10W以上）を前後2方向に設置したもので、広報用放送設備を積載したのとし、撤去実施前に撤去を行う旨の広報を実施すること。

撤去業務中は、搬送車両の左右に「放置自転車等撤去作業中」という横断幕を付けること。横断幕は受託者の負担とする。

カ 業務実施場所において、遠隔通信システムにより、本市の職員が撤去対象として特定した放置自転車等に受託者が本市の認める警告書等を貼付し、運搬車両に積み込むこと。

キ 各駅で撤去した放置自転車等を小中島保管所（以下「保管所」という。）に運搬すること。

ク 放置自転車等を積み込む前に傷や破損等の状態を確認すること。なお、自転車等を損傷させた場合は、当該自転車等を特定して本市に報告すること。

ケ 受託者は、各駅と保管所間等の車両の通行のみならず、特に保管所の出入り口付近において、車両の出入りを行う際には誘導員を車両の前後等に配置するなどして、交通安全に十分に配慮した対策を講じて、業務を遂行すること。

コ 放置自転車等を車両に積み込む際は、当該放置自転車等に損傷を与えないよう、慎重かつ丁寧に取り扱うものとし、運搬時においても荷崩れ防止等の万全の措置を講ずること。

また、運搬中の自転車等の破損等の防止の為、自転車等を荷台等に固定するための道具や毛布等の緩衝材を受託者の負担で準備すること。

サ 撤去自転車等の積み込み、運搬及び積み下ろし作業にあたっての自転車等の損害、滅失等については受託者の責任において処理すること。

シ 撤去自転車等を保管所へ運搬し、当該自転車等を積み下ろすこと。

また、保管所に運搬した自転車等については、受託者が整理整頓を行うこと。

ス 業務履行中の苦情及びトラブル等は、受託者において対応し、解決すること。また、必要に応じて本市に報告し、協議を行って適切に対応すること。

セ 業務に必要な消耗品は、受託者が用意すること。

(6) 業者の資格

貨物自動車運送事業法に定める「一般貨物自動車運送事業」の許可及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律に定める「産業廃棄物収集運搬業」の許可（尼崎市内で業務を遂行をする許可）を有していなければならない。

(7) 産業廃棄物管理票（マニフェスト）

対象駅又は各保管所から排出する廃棄物については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の3に規定する産業廃棄物管理票制度に基づいて、次の各号のとおり、処分しなければならない。

ア 本市は、産業廃棄物の運搬の都度、マニフェストに必要事項を記入し受託者に交付する。

イ 受託者は、当該マニフェストを関係法令の定めるところに従い取り扱うこと。

ウ 受託者は、本市から委託された産業廃棄物について、法令に基づき適正に処理する責任を負うこと。

(8) その他

受託者が撤去等計画の変更など、放置自転車等対策のための活動を実施する場合は、事前に本市に報告して承認を得ること。

5 自転車等保管返還等業務

(1) 業務の目的

撤去した自転車等について、「尼崎市自転車等の放置の防止に関する条例」及び関係法令等の規定に基づき、適正な管理のもとに、撤去した自転車等の保管返還等業務を行うことを目的とする。

(2) 業務の実施場所

小中島保管所

(3) 業務の実施期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

(4) 業務ごとの実施日及び時間

ア 自転車等保管返還業務

(ア) 業務時間 月曜日から土曜日まで 午後3時から午後7時まで

(イ) 業務を要しない日 日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの期間とする。ただし、市が指定する日（撤去業務を実施した場合など）に限り業務の実施日とする。

イ 自転車等受入業務

放置自転車等撤去運搬業務と連動して、受入日及び受入時間を定め、必要な人員を配置すること。

ウ 自転車等の売却に関する補助業務

保管期限を過ぎた売却用自転車について、委託者の指示に従い、整理整頓を行うこと。

(5) 配置人員について

自転車等保管返還等業務に係る配置人員については、原則、提案書の人員数とする。

ただし、業務量の増減など、必要に応じて配置人員数は、受託者と本市が協議のうえ、変更することができる。

(6) 業務の内容

保管所において業務に必要な人数の従事者を配置し、撤去した自転車等の受入及び保管返還等に係る業務を円滑に行うこと。

ア 自転車等保管業務

(ア) 撤去、運搬された自転車等の整理を行うこと。

(イ) 本市が取扱う放置自転車管理システムに、各自転車等の車体番号、防犯登録番号、プレートナンバー及び色等を入力し保管台帳を作成すること。ただし、原動機付自転車の車体番号については、施錠されている部分を解錠しなければ確認出来ないもの、又は確認することで車体が破損する恐れがある場合を除く。(放置自転車管理システムの保守管理については、本市で契約し、負担する。)

(ウ) 撤去自転車等の所有者又は利用者に対し、自転車等を撤去し、保管を始めた年月日及び保管場所等を通知するための葉書の作成及び送付を受託者の負担で受託者が行うこと。ただし、贓品自転車等については、葉書の作成及び送付は行わないものとする。

また、葉書を作成するための所有者の個人情報については本市が警察署等(原動機付自転車は各自治体)に照会し、その回答を基に受託者が葉書の作成を行うものとする。

(エ) 所有者又は利用者に対し前項(ウ)の葉書を発送するとともに、宛所に届かず返還された葉書がある場合には、放置自転車管理システムに記録すること。

(オ) 前項(イ)の放置自転車管理システムとは別に作成した保管台帳の記録事項について整理・確認し、売却用自転車等又は贓品自転車等の区分整理を行い、保管自転車等を適正に管理すること。

(カ) 売却用自転車等の保管台数を確認すること。

(キ) 贓品自転車には贓品用札を取り付けて、整理整頓すること。

イ 自転車等返還業務

(ア) 受託者は、自転車等の所有者等に対し、返還する自転車等の置き場へ案内し、返還手続き後に自転車等を引渡すこと。

(イ) 受託者は、自転車等の所有者等に対し、撤去自転車調査票兼受領書(尼崎市自転車等の放置の防止に関する要綱第2号様式の1又は第2号様式の2)に必要事項を記入させ、記入内容を確認し、返還事務を行うこと。

(ウ) 受託者は、自転車等の所有者等から、「尼崎市自転車等の放置の防止に関する条例」に

規定された費用の額（以下「手数料」という。）を徴収すること。また、手数料は全て本市の収入とする。

- (エ) 徴収した手数料の金額を、その都度放置自転車管理システムにバーコード入力を行うと共に、現金出納日計簿に記入し保管すること。
- (オ) 手数料は月末締めとし、現金出納日計簿と放置自転車管理システムから返還一覧（1か月分）を出力し、速やかに市に提出すること。
- (カ) 前項(オ)の書類をもとに市は納付書を作成し、受託者は当該納付書で市が指定する金融機関に翌月の20日（20日が金融機関の定休日である場合はその直後の営業日とする。）までに納入すること。
- (キ) 委託者は、改正地方自治法第243条の二の二に基づき、受託者に対して検査を行う。なお、検査日時、場所、方法については別途協議する。

ウ 自転車等受入業務

- (ア) 各駅で撤去し、保管所へ運搬された自転車等の受入及び整理整頓を行うこと。
- (イ) 自転車等に保管札（バーコードタグ）を取り付けること。
- (ウ) 自転車等の受入完了後、受入台数を速やかに本市に報告すること。
※ なお、撤去した自転車等は保管所の開所時間までに受入業務等を完了させ、保管所開所後、直ちに所有者等に返還できる体制を整えておくこと。

エ 保管所での乗り逃げ、手数料の納付の拒否等に対しては厳正に対処し、必要に応じて警察へ通報すること。

オ 自転車等の返還業務や受入業務の際の問合せ・苦情・要望に関して適切に対応するとともに、特に苦情に対しては再発防止に向け毅然とした対応を行うこと。

カ 危機管理及び防犯・防災対策

自然災害、人為災害、事故など緊急事態・非常事態・不測の事態に備えること。また、施設内の保管自転車等の盗難防止をはじめとする防犯・防火対策などを行うこと。

キ その他の業務

- (ア) 関係帳票類の整理をすること。
- (イ) 撤去、保管返還に係る統計資料を作成し報告すること。
- (ウ) 返還する自転車等の所有者等に対し、放置再発防止のため、駅周辺の自転車等駐車を記載した「駐輪場マップ」等を配布するなどの啓発を行うこと。
- (エ) 返還する自転車等の所有者等に対し、アンケート調査を行う場合は、アンケートの内容、実施期間等について、本市と協議を行ったうえで実施することとし、アンケートの調査結果を、本市に書面にて報告すること。
- (オ) 業務に必要な消耗品を用意すること。なお、聴覚障がい者の方への対応ができるように筆談メモを設置し、周知すること。
- (カ) 撤去した自転車等の窃盗防止策について、各保管所で本市の指示に従い実施すること。
- (キ) 各保管所の維持管理に要する費用（電気、上下水道、電話、修繕費等）は、受託者が負担すること。また、保管所におけるごみは、受託者が受託者の負担で適切に処理すること。
- (ク) 撤去した自転車等の保管中の盗難等に備えて賠償責任保険に加入すること。

ク 留意事項

- (7) 撤去した自転車等の盗難届の有無や所有者情報を調べるために、警察署等に照会を行っているが、その照会業務に関しては本市が行う。
- (4) 平成28年度から実施の電力自由化に伴い、これまで対象とならなかった従量電灯等の契約についても事業者を変更するなどの見直しを検討し、経費の削減に努めること。

6 共通事項

(1) 問合せ・苦情・要望等対応窓口等の設置

ア 自転車等の利用者等及び地域住民等からの各業務における問合せ・苦情・要望などに一元的に対応処理するための総合案内窓口をJR尼崎駅南自転車駐車場に設置し、電話による問合せ・苦情・要望に対し、一元的に対応できる体制を確保すること。

また、問合せ・苦情・要望等対応窓口等を自転車等の利用者等に周知するために掲示板、案内板、公示用サインキューブ等、配布及び郵送する文書等に窓口等の電話番号を明記すること。また、その他の方法により周知徹底を図り、地域住民等からの問合せ・苦情・要望に対応できる体制を確保すること。

イ 問合せ・苦情・要望等処理に関するマニュアルを策定すること。

ウ 市民等からの苦情・要望に対しては、受託者等において適切に対応するとともに、必要に応じて本市の職員に報告し、協議を行って適切に対応すること。

また、管理業務以外に関する苦情・要望については、適切に関係部署に連絡又は引継を行うこと。

(2) 人員の配置等に関する業務

ア 受託者は、効果的、効率的に本件業務を実施するため、業務全般を統括する統括責任者及び副統括責任者（常勤とする。）について、それぞれ選任すること。

なお、自転車等駐車場管理運営業務の統括責任者及び副統括責任者とそれぞれ同一人物とすること。

イ 受託者は、自転車等啓発整理業務において現場責任者及び副現場責任者をそれぞれ選任すること。

ウ 受託者は、自転車等保管返還等業務において保管所ごとに現場責任者及び副現場責任者をそれぞれ選任し、原則どちらか1人を常時配置すること。

エ 前号ア、イ及びウに定める管理体制を書面により本市に提出すること。また、管理体制に変更があった場合は、速やかに本市に書面にて報告すること。

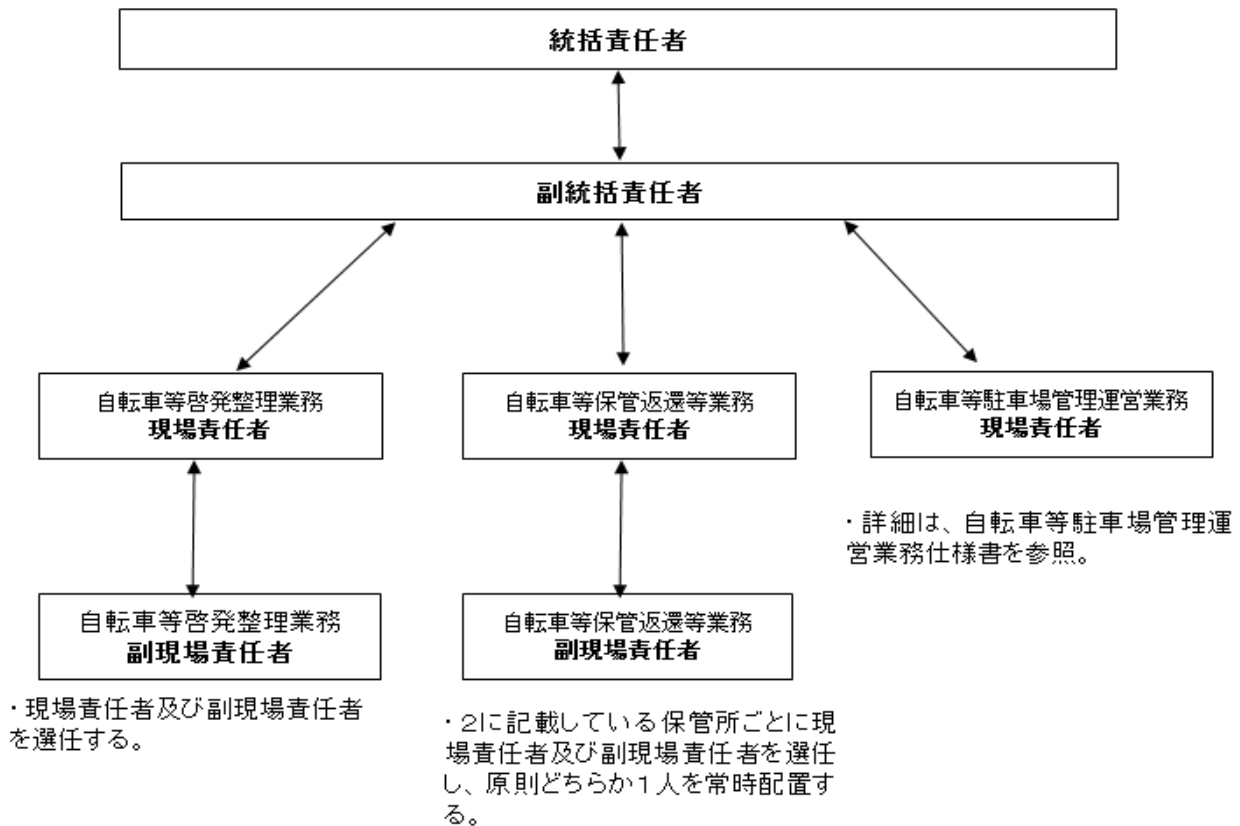
なお、現場責任者及び副現場責任者は兼任することはできないものとする。

オ 業務内容を確実に遂行し、効果的に達成できる人員を配置すること。

また、受託者は本件業務に携わる従事者に、本件業務の内容を理解させ、本件業務に従事させることとする。

カ 受託者は、従事者に市民等に不快感を与えないユニフォームや名札を着用させ、従事者の健康管理や安全対策、計画的なローテーション勤務を確立し、従事者の労働意欲を失わせないように配慮すること。

■ 尼崎市立自転車等駐車場指定管理者並びに放置自転車対策業務 統括責任者等配置イメージ図



※ 放置自転車等撤去運搬業務の撤去時には必ず統括責任者、副統括責任者又は自転車等啓発整理業務の現場責任者もしくは副現場責任者が立会いを行い、苦情等の対応を行うこととする。
 ※ 各々の責任者は兼任できないこととする。

(3) 研修について

受託者は、従事者に対して、本件業務を遂行するため必要となる知識・技能を習得させるとともに、「尼崎市自転車等の放置の防止に関する条例」その他の関係法規（尼崎市条例等を含む）を理解させ、資質の向上を図るために必要な研修（人権研修を含む）を行うこと。

また、研修実施に際しては、本市に提出する月例業務報告書内で報告すること。

(4) 本市の広報業務への協力について

受託者は、市民サービスの一環として、本市の発行するパンフレット、刊行物の配架、配布、ポスターの掲示を行うなど、本市の広報業務に協力すること。また、受託者が独自にパンフレット、刊行物の配架、配布、ポスターの掲示を行う場合は、本市と協議を行い、承認を得た上で実施すること。

また、本市が各団体の要請に応じて実施する放置自転車等防止啓発活動について、必要に応じて参画すること。

(5) 本市の放置自転車等の実態調査の協力について

本市が実施している放置自転車等の実態調査において、受託者が管理している自転車等駐車

場において、本市が指定する日時の瞬間駐車台数を報告すること。

(6) 駅周辺における放置自転車等の状況の報告について

受託者は、市が実施する実態調査の直近の土曜日、日曜日において午前・午後の区分で各駅における放置禁止区域内及び放置禁止区域に隣接する本市が指定する公共の場所に放置されている放置自転車等の調査を行うこと。また、調査結果については、本市が提示する調査マップの範囲ごとに調査台数を集計し、調査マップ及び集計表を提出すること。午前・午後の区分で各駅における放置禁止区域内及び放置禁止区域に隣接する本市が指定する公共の場所に放置されている放置自転車等の調査を行うこと。また、調査結果については、本市が提示する調査マップの範囲ごとに調査台数を集計し、調査マップ及び集計表を提出すること。

(7) マニュアル等の作成

受託者は、本件業務の遂行に必要なマニュアル等を適宜、本市と協議を行って作成し、事前に本市の承認を得ること。

(8) トラブルについて

ア 本件業務履行中に発生した事故、及び第三者への損害については、その一切の責任を受託者が負うものとし、本市は一切の責任を負わないこととする。

イ 本件業務の履行中は事故のないよう留意するとともに、市民の誤解を招かないよう言動には十分注意すること。

ウ 本件業務履行中の苦情及びトラブル等は、受託者において解決すること。

また、必要に応じて本市に報告し、協議を行って適切に対応すること。

(9) 再委託の特例

次の各号の業務については再委託することができる。

ア 放置自転車等撤去運搬業務の内、放置自転車等の撤去、運搬及び処分自転車等の搬送業務
ただし、放置自転車等撤去運搬業務を行う法人等は、貨物自動車運送事業法に定める「一般貨物自動車運送事業」の許可及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律に定める「産業廃棄物収集運搬業」の許可（市内で業務を遂行する許可を有していなければならない。）を受けていること。

なお、撤去計画案の策定及び自転車等撤去現認の立ち合い業務は、再委託することはできない。

イ 廃棄物の収集運搬及び処理業務

ウ コールセンター業務

なお、前項各号の業務を再委託することで起きた事故、第三者への損害、苦情及びその他のトラブルについては受託者において解決すること。また、必要に応じて、その内容を本市に報告すること。

(10) 法令の遵守

ア 本件業務に従事する者は、本件業務に係る関係法令及び本市の条例、規則等の遵守を徹底すること。

イ 受託者等及び本件業務に従事する者は、貨物自動車運送事業、産業廃棄物及び道路交通等に関する法令を遵守し、本件業務を誠実に履行すること。

(11) 関係機関等との協議

受託者は、この仕様書に定める本件業務の実施にあたっては、適宜、本市の関係課等と連絡調整又は協議を行うとともに、関係団体や地域と良好な関係を維持すること。

受託者は、統括責任者、副統括責任者、自転車等駐車場の現場責任者及び放置自転車等対策業務の現場責任者によるミーティングを3か月に1回以上実施し、その結果について、速やかに本市に報告すること。

また、受託者は予め本市と協議したうえで、積極的に地域住民等に対し必要な情報提供に努めること。

(12) 本市との協議

受託者は、本件業務の実施にあたり、各業務の実施場所等の変更をはじめ、仕様書等に規定のない事項等及びその解釈に疑義が生じた場合は、受託者、本市の双方が誠実に協議して解決するものとする。

(13) 業務マニュアル等の順守

受託者は、当課で発行している業務マニュアル等を熟読し、順守すること。

(14) 検討会議

受託者は、本市と受託者の間で情報を共有し、より一層効果的な、放置自転車等対策業務を遂行していくために、本市が招集する検討会議に出席すること。

(15) 定めのない事項

受託者は、本件業務の実施にあたり、仕様書、業務マニュアル等に定めのない事項や疑義が生じた場合には、提案書等を踏まえ、適宜、本市と協議を行い、本件業務を遂行していくものとする。

以 上

別表

基本各駅撤去回数

(単位：回)

駅名	年間	土曜日	日曜日、祝日	夜間
阪急塚口	36	2	4	2
園田	36	2		
J R尼崎	48	2		
J R塚口・猪名寺	24			
大物・杭瀬	36			
計	180	6	4	2